小矢部市こども計画【概要版】(令和7年度～令和 11 年度)

1　計画策定の背景と趣旨

近年わが国は、人口減少・少子高齢化の進行や、核家族・共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等を背景として、こどもや子育て世帯への社会的な支援が求められる状況にあります。また、児童虐待相談の増加など、こどもを取り巻く状況が年々深刻さを増していることから、こども施策を社会全体で強力に推進していくため、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

本市では、平成27年度から「小矢部市子ども・子育て支援事業計画」のもとで、こどもや子育て家庭の支援を進めてきましたが、国の動向を受け本市としても現在のこどもや子育て世帯の課題に対応するために、新たな5年間の計画である「小矢部市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2　計画の位置づけ・期間

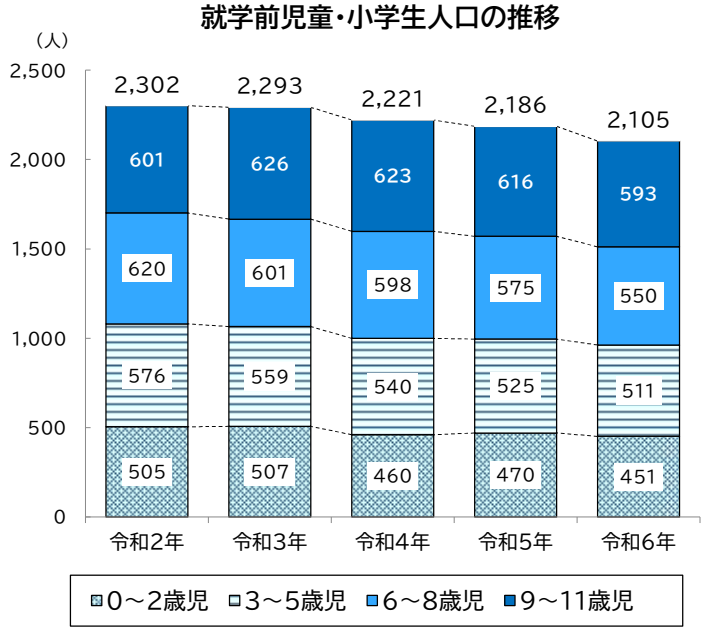
本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする、こども基本法に基づいた法定計画です。また、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、及び次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「小矢部市子どもの未来応援計画」を包含して策定するものとします。加えて、本市における放課後児童クラブ及び放課後子供教室(地域おやべっ子教室)の確保等について定めた「小矢部市放課後子ども総合プラン行動計画」を一体化して策定します。

なお、本計画は「小矢部市総合計画」、「小矢部市地域福祉計画」を上位計画としつつ、他の福祉・保健分野等の関連計画における施策との整合・連携を図りながら推進します。

3　人口動向

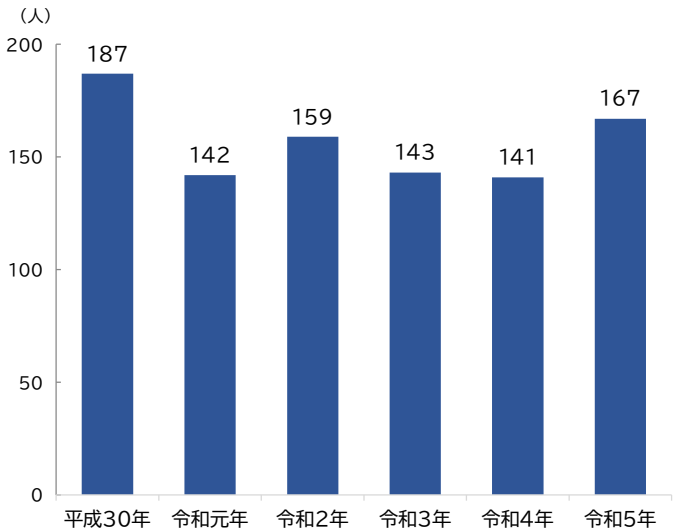
本市の就学前人口(0～5歳児)、小学生人口(6～11歳児)は減少傾向にあります。出生数は、年によって増減はありますが、200人未満で推移しています。

就学前児童・小学生人口の推移



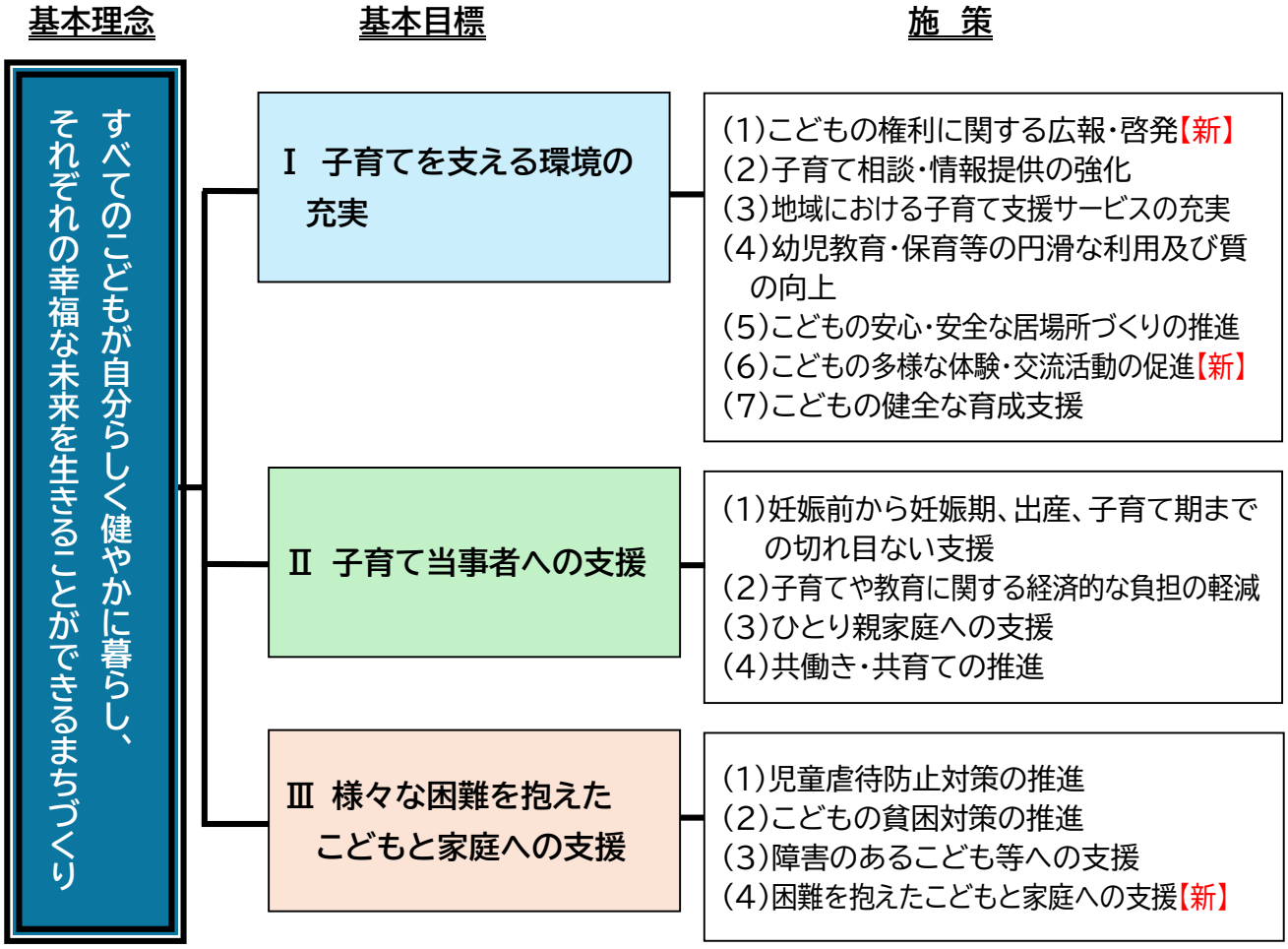
出典:住民基本台帳(各年4月1日)

出生数の推移



出典:住民基本台帳(各年 12 月 31 日)

4 施策体系



5 基本目標ごとの取組みの概要

基本目標Ⅰ　子育てを支える環境の充実

主な施策･事業	内　容
(1)こどもの権利に関する広報･啓発【新】	こどもの権利教育の推進･こどもの権利についての情報発信･こどもの意見聴取と施策への反映
(2)子育て相談･情報提供の強化	子育てに関する情報の発信･利用者支援事業･相談員等の研修の充実による資質･能力の向上
(3)地域における子育て支援サービスの充実	保育サービスの充実･多様な子育てサービスの実施･妊婦等包括相談支援事業･乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
(4)幼児教育･保育等の円滑な利用及び質の向上	保育教諭･保育士の研修の充実等による資質･能力の向上･保園小の連携推進･早期支援コーディネーターの配置
(5)こどもの安心･安全な居場所づくりの推進	とやまっ子さんさん広場推進事業･放課後子供教室･放課後児童クラブ･こどもの居場所づくり･こども食堂
(6)こどもの多様な体験･交流活動の促進【新】	体験学習の推進･公民館における地域交流活動の推進･図書館活動の推進･こどもの文化芸術活動の推進･スポーツの機会提供･「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業･児童クラブ育成事業
(7)こどもの健全な育成支援	いじめの防止･不登校児童生徒等への支援体制の充実･こどもの非行防止等のための関係機関との連携･思春期健康教育の実施･成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の実施

基本目標Ⅱ　子育て当事者への支援

主な施策・事業	内　容
(1)妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない支援	不妊・不育症治療費助成事業・早期妊娠届出励行とハイリスク妊婦の早期把握、支援の実施・妊産婦健診等の受診奨励・妊娠期における健康教室や相談の場の充実・産前・産後の母子への支援の充実・乳幼児健診・相談会の実施・こども家庭センターの機能の充実
(2)子育てや教育に関する経済的な負担の軽減	児童手当給付事業・保育料及び副食費の負担の軽減・奨学資金の貸与・こども医療費助成事業・インフルエンザ予防接種費用助成事業
(3)ひとり親家庭への支援	母子・父子自立支援員の配置・ひとり親家庭等医療費助成事業・ひとり親家庭子育てサポート事業利用費の助成・ひとり親家庭等学習支援事業・ひとり親家庭の就労支援・ひとり親家庭への貸付
(4)共働き・共育ての推進	社会全体で子育てを応援する気運の醸成・家庭内での家事・育児分担の推進・男女共同参画社会の推進・企業等に対する啓発

基本目標Ⅲ　様々な困難を抱えたこどもと家庭への支援

主な施策・事業	内　容
(1)児童虐待防止対策の推進	こども家庭センターの機能の充実(再掲)・養育支援訪問事業・小矢部市要保護児童対策協議会の機能強化・児童虐待防止の周知・啓発
(2)こどもの貧困対策の推進	就学援助事業・教育支援の充実・生活困窮者自立相談支援事業・就労に関する支援・民生委員・児童委員による見守り・こども食堂(再掲)
(3)障害のあるこども等への支援	発達に関する相談・支援体制の充実・障害児・医療的ケア児への支援・障害児福祉サービスの充実・スタディ・メイト配置の充実・早期支援コーディネーターの配置(再掲)
(4)困難を抱えたこどもと家庭への支援【新】	ひきこもり等に対する支援・ヤングケアラーに関する理解・啓発及び支援・自殺予防教育の推進・こども家庭センター機能の充実(再掲)・子育て世帯訪問支援事業・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・子どもと親の相談員の配置・「富山県子ども・若者総合相談センター」等との連携支援

■成果目標■

基本目標	指　標	現状(R5年)	計画目標(R11年)
Ⅰ　子育てを支える環境の充実	子育て支援センターの年間利用者数(延べ人数)	13,614人	13,500人
	認定こども園等の待機児童数	0人	0人
	総児童・生徒数に占める、地域おやべっ子教室参加者数の割合　(参加率)	49.1%	50%
Ⅱ　子育て当事者への支援	産後ケア事業(訪問型及びデイサービス型※)利用者数(延べ人数)※デイサービス型はR5.12月開始	45件	150件
	ひとり親家庭の就業率	93.9%	95.0%
	おやベイクボス宣言事業所登録数(延べ登録数)	84事業所	100事業所
Ⅲ　様々な困難を抱えたこどもと家庭への支援	養育支援訪問事業利用者数(延べ訪問件数)	12件	12件
	こどもの学習支援事業(ひとり親・低所得世帯)利用者数(延べ人数)	328人	330人
	「自分のことが好き」と感じている割合	64.2% (18～29歳)	70%

6　量の見込みと確保方策

保育所・認定こども園や、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需及び確保方策）です。

事業名		実績見込（R6）	量の見込み・確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所・認定こども園（幼児教育・保育）							
1号認定（3歳以上で教育を希望）	見込み量	35 人	38 人	34 人	30 人	26 人	22 人
2号認定（3歳以上で保育を希望）	見込み量	471 人	430 人	431 人	422 人	421 人	411 人
確保量（1 号認定＋2 号認定）		592 人	570 人	560 人	540 人	530 人	510 人
3号認定（3歳未満）	見込み量	299 人	304 人	294 人	294 人	288 人	282 人
	確保量	358 人	350 人	350 人	350 人	340 人	340 人
地域子ども・子育て支援事業							
利用者支援事業	基本型・こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	地域子育て相談機関	—	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
時間外保育事業	延長保育事業	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人
	土曜保育事業	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	休日保育事業	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
子育て短期支援事業		—	2人	2人	2人	2人	2人
乳児家庭全戸訪問事業		140人	144 人	140 人	138 人	134 人	132 人
養育支援訪問事業（延）		15世帯	12世帯	12世帯	12世帯	12世帯	12世帯
地域子育て支援拠点事業（延利用人数）		13,560 人	13,420 人	13,280 人	13,150 人	13,020 人	12,890 人
一時預かり事業（法定事業分;延利用人数）		250 人	239 人	234 人	231 人	227 人	221 人
病児保育事業（延利用人数）		150 人	146 人	142 人	138 人	134 人	131 人
ファミリー・サポート・センター事業（延利用人数）		48 人	100人	100人	100人	100人	100人
妊婦健康診査事業		150 人	140 人	138 人	134 人	132 人	130 人
妊婦等包括相談支援事業（延利用人数）		—	420 人	414 人	402 人	396 人	390 人
妊娠届出時の面談や、妊娠8か月アンケート、産後の新生児訪問などでの面談を通じて、情報提供や相談支援、必要な専門的支援につなぐ、伴走型相談支援を行います。							
こども誰でも通園制度		—	—	3人	3人	3人	3人
満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者等の就労によらず柔軟に保育施設等が利用できる制度です。令和8年度から実施します。							
産後ケア事業	訪問型（延）	20人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	デイサービス型（延）	120人	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
	ショートステイ型（延）	—	5人	5人	5人	5人	5人
訪問型、デイサービス型、ショートステイ型を実施し、産後の母子等に心身のケアや育児のサポートを行います。							
子育て世帯訪問支援事業		—	70 日	70 日	70 日	70 日	70 日
放課後児童クラブ		384人	382 人	422 人	424 人	418 人	424 人
放課後子供教室		11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所

令和８年１月に見直しを行った箇所を朱書きしています。　　発行元：小矢部市こども家庭課